

平成29年度第1回

安城市地域福祉計画

策定協議会

平成29年11月1日(水) 午前9時30分から  
安城市役所本庁舎3階 第10会議室

---



# 議題1

- ◆ 第4次地域福祉計画の策定にあたって
  - (1) 計画の概要(定義、経緯、体制等)
  - (2) 第4次策定に向けての留意点
  - (3) 策定スケジュール(案)

# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (1) 計画の概要

### ①地域福祉とは（第3次地域福祉計画書p.3より）

すべての人が、  
加齢や障害、その他の様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、

地域の一員として、家族や友人などとの関係を保ち、  
地域で日常生活を営み、

文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加  
することができる地域社会づくりのこと。

# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (1) 計画の概要

### ②地域福祉活動とは（第3次計画書p.3より）

住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPO団体などの多様な主体が協働して、

必要なサービスや支援を総合的に提供することや、住民の福祉活動の組織化を通じて、

誰もが安心して自分らしく暮らせる  
地域づくりを実現するため  
の活動



# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (1) 計画の概要

### ③これまでの安城市地域福祉計画の経緯

	第1次計画	第2次計画	第3次計画
計画期間	H17～20年度	H21～25年度	H26～30年度
(策定期間)	(H16年度)	(H20年度)	(H24～25年度)
地域福祉活動計画(社協)	別に策定	合同・合冊	合同・合冊

### ④第4次地域福祉計画の計画期間

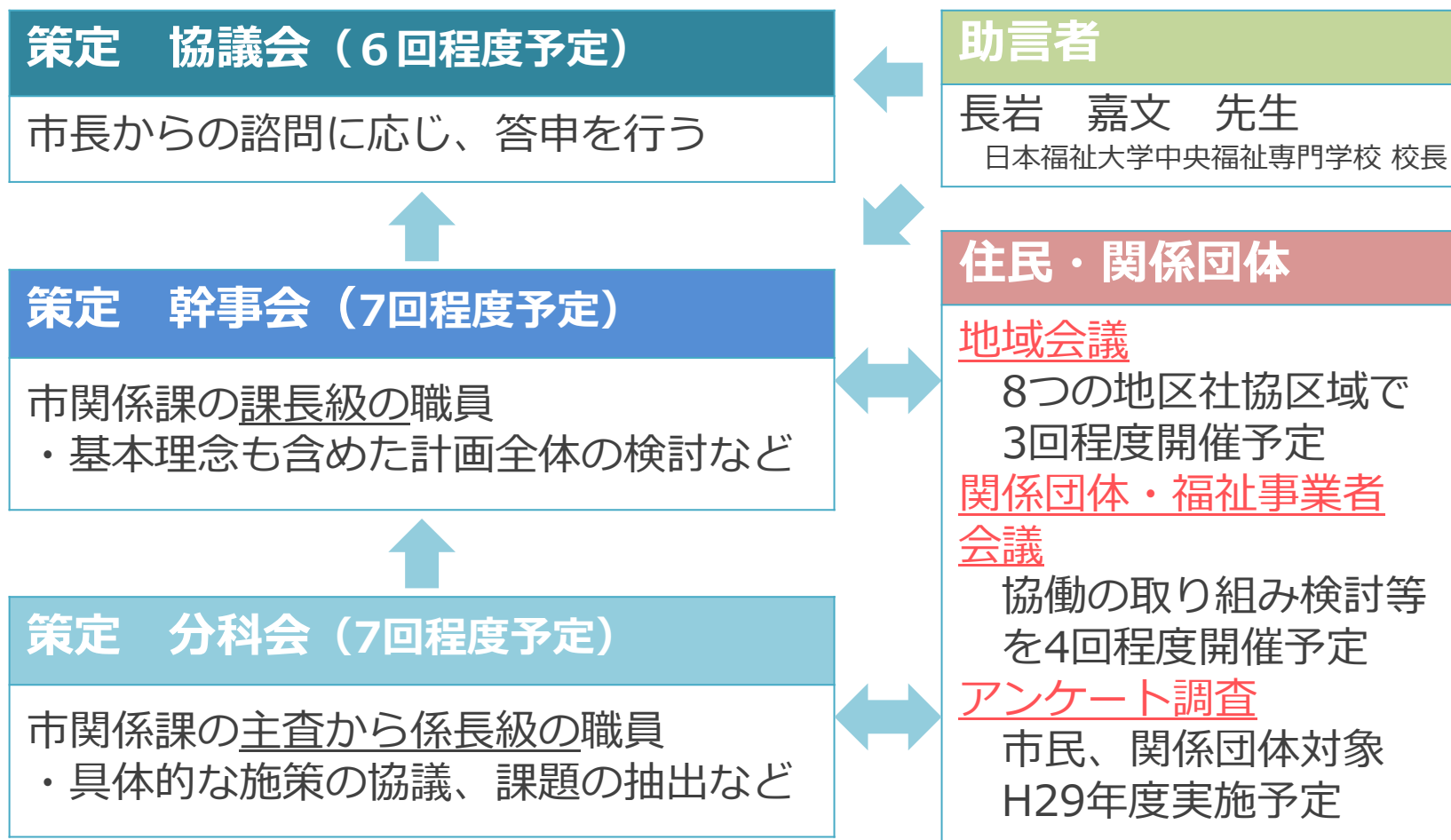
平成31年度から35年度まで

(策定:平成29年度から30年度まで)

# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (1) 計画の概要

### ⑤ 策定体制 (安城市地域福祉計画策定協議会規則等)



# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (1) 計画の概要

### ⑥根拠となる社会福祉法の条文(現行)

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (2) 第4次策定に向けての留意点

### ①社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）

#### 第4条の改正要旨

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加

#### 第107条の改正要旨

市町村は、それぞれ市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し、共通して取り組むべき事項を追加

※詳細は、別紙「資料1 新旧対照表」参照



## 第4次地域福祉計画の策定にあたって (2) 第4次策定に向けての留意点

②「地域共生社会」とは（厚生労働省Webサイトより）  
制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』  
という関係を超えて、  
地域住民や地域の多様な主体が、  
『我が事』として参画し、  
人と人、人と資源が世代や分野を超えて、  
『丸ごと』つながることで、  
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を  
ともに創っていく社会

※別紙「資料2 「地域共生社会」の実現に向けて」参照

## 第4次地域福祉計画の策定にあたって (2) 第4次策定に向けての留意点

### ③「地域共生社会」の改革の方向性・骨格

★公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

★『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

#### ※改革の骨格

- ・「地域課題の解決力の強化」
- ・「地域丸ごとのつながりの強化」
- ・「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- ・「専門人材の機能強化、最大活用」

# 第4次地域福祉計画の策定にあたって

## (2) 第4次策定に向けての留意点

### ④改正のポイント（厚生労働省Webサイトより）

※地域福祉（支援）計画策定ガイドライン（未定稿）

#### ★福祉分野の「上位計画」としての位置付け

高齢者、障害者、子ども・子育てといった計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込む

#### ★共通して取り組むべき事項の例示

重点的に取り組む事項、制度の狭間の問題、生活困窮者への相談支援体制、共生型サービス、虐待 など

※詳細は、厚労省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議（H29.9.25）」Webページ参照のこと

## 第4次地域福祉計画の策定にあたって (3) 策定スケジュール(案)

### ①平成29年度

- ・アンケート調査の実施(市民＋団体対象)
- ・協議会、幹事会、分科会、地域会議の開催

### ②平成30年度

- ・計画案(基本構想、体系、地域連携など)づくり
- ・協議会、幹事会、分科会、地域会議の開催
- ・関係団体・福祉事業者会議、フォーラムの開催

※別紙「資料3 地域福祉計画策定スケジュール(案)」参照



## 議題2

### ◆ アンケート調査の実施について

(1) 市民を対象としたアンケート調査(案)

(2) 団体を対象としたアンケート調査(案)

# アンケート調査の実施について

## (1) 市民を対象としたアンケート調査(案)

### ①概要

- ・18歳以上の市民3,000人から無作為抽出
- ・実際の年齢構成比も考慮

### ②今回の特徴

- ・新たに追加した主な設問(文言修正等除く)  
問4～6、問14、問21、問25、問29～31
- ・認知度など経年でみるべきものは原則変更なし

※別紙「資料4 市民アンケート調査(案)」参照

# アンケート調査の実施について

## (2) 団体を対象としたアンケート調査(案)

### ①概要

- ・介護保険と障害福祉のサービス事業所を対象
- ・同一法人が運営する別事業所にも個々に送付

### ②今回の特徴

- ・前回は学校、企業、町内会、NPO等にも送付
- ・前回実施の団体は、別の調査結果等を活用
- ・今回は上記事業所に絞って実施

※別紙「資料5 福祉サービス事業所アンケート調査(案)」参照

# アンケート調査の実施について

## (2) 団体を対象としたアンケート調査(案)

### ③理由

- ・縦割りから丸ごとへの転換が求められる中、  
→ 共生型サービスの意向を把握
- ・地域住民の主体的な支え合いや助け合いの機能の強化が求められる中、  
→ 地域でサービスを提供する事業所などの福祉関連の専門的機関と地域との連携・協働の意向を把握
- ・来年実施の関係団体等会議の基礎資料として